

令和3年 第3回

京田辺市教育委員会定例会

令和3年3月23日(火)

## 令和3年第3回教育委員会定例会会議録

### 1 日時・場所

令和3年3月23日(火)午後3時30分

京田辺中央公民館多目的ルーム

### 2 出席委員

教育長	山岡 弘高
委員(教育長職務代理者)	西村 和巳
委員	藤原 孝章
委員	上村 真代
委員	伊東 明子

### 3 出席職員 職・氏名

教育部長	藤本 伸一
教育指導監	中井 達
教育総務室担当課長	北尾 卓也
こども・学校サポート室総括指導主事	草野 謙太郎
学校教育課長	藤井 勝久
社会教育課長	佐路 清隆
中央図書館長	高室 修
輝くこども未来室担当課長	西尾 康宏
輝く子ども未来室担当課長	内野 文彦
輝く子ども未来室企画係長	田原 晓
事務局 教育総務室総務係長	出島 ケイ

(兼務職記載省略)

### 4 日程

- 1 開会宣言
- 2 議事日程報告
- 3 日程第1 教育行政報告
- 4 日程第2 議案第9号 京田辺市立図書館協議会委員の委嘱について
- 5 日程第3 議案第10号 令和3年度京田辺市立学校薬剤師の委嘱について
- 6 日程第4 協議 第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画  
(案)について
- 7 日程第5 報告第4号 令和3年度京田辺市立幼稚園・保育所等の園児数について
- 8 日程第6 報告第5号 令和2年度補正予算(第10号)(案)概要について
- 9 日程第7 議案第11号 京田辺市教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正について

- 10 日程第8 議案第12号 京田辺市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について
- 11 日程第9 議案第13号 京田辺市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正について
- 12 閉会宣言

## 1 開会宣言

**教育長** 令和3年第3回京田辺市教育委員会定例会を開会いたします。出席数は5名で、定足数を満たしております。

## 2 議事日程報告

**教育長** 本日の議事日程は、さきにお配りさせていただいているとおりです。

## 3 日程第1 教育行政報告

**教育長** 日程第1、教育行政報告を議題とします。

**教育部長** 教育行政報告をします。

2月19日 市議会本会議が開かれ、議案上程と施政方針演説がされました。

26日 第2回教育委員会臨時会が中央公民館で開かれました。

3月2日 市議会本会議（代表質問）。

3日 地域学校協働活動推進に係る文部科学大臣表彰の報告が普賢寺小学校からありました。

4日、5日 一般質問。

5日 追加議案として補正予算（第10号）を上程。

10日 文教福祉常任委員会。

12日 市立中学校卒業証書授与式が各中学校で行われました。

13日と14日 北部住民センターにて、ふれあい祭の「作品展示」。

15日 予算特別委員会。

16日 京田辺市スポーツ賞表彰が特別応接室で行われました。

18日 市立幼稚園修了証書授与式が各幼稚園で行われました。

19日 予算特別委員会（総括質疑）。

22日 市立小学校卒業証書授与式が各小学校で行われました。

23日 第3回教育委員会定例会。

また、議会報告としまして、別添、代表質問と一般質問の概要をつけております。

**教育長** 本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**教育長** 日程第1、教育行政報告を終わります。

日程第2、議案第9号から日程第4、協議は、会議の公開について、京田辺市教育委員会会議規則第17条第1項第3号「個人に関する情報を含み、会議を公開することにより

個人の権利利益を害するおそれのあること」及び第4号「会議を公開することにより関係機関の事務の執行に関し、著しい支障が生じるおそれのあること」に該当すると思われますので、会議を公開しないこととしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

**教育長** 異議なしとのことでございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を非公開といたします。

(出入口施錠)

#### 4 日程第2 議案第9号 京田辺市立図書館協議会委員の委嘱について

[非公開]

(議案第9号 原案のとおり可決)

#### 5 日程第3 議案第10号 令和3年度京田辺市立学校薬剤師の委嘱について

[非公開]

(議案第10号 原案のとおり可決)

**教育長** 本日予定の日程第4、協議、日程第5、報告第4号に関し、市長部局、輝くこども未来室の職員を説明員として本会に出席させたいと考えます。その出席について、京田辺市教育委員会会議規則第19条「会議の運営について必要な事項は、会議に諮って定めること」となっております。

お諮りいたします。説明員の出席についてご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**教育長** 異議なしとのことでございますので、説明員の出席について、これを認めます。

#### 6 日程第4 協議 第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画（案）について

**教育長** 日程第4、協議、第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画（案）についてを議題とします。

**西尾輝くこども未来室担当課長** 本件は、令和3年1月29日の教育委員会臨時会において協議いただいた第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画の素案について、京田辺市子ども・子育て会議、市議会、それと関連する地元区からした意見聴取を踏まえ、所要の修正を行い、これを、パブリックコメントに対する案としたいので、ご協議をお願いするものです。

詳しくは担当から説明させます。

**輝くこども未来室企画係長** まず初めに、1ページ、「再編整備計画（素案）に係る地元区等との協議について」により、協議の概要を報告します。

令和3年2月10日の市議会文教福祉常任委員協議会では、園の統合で通園時間が長くなるのではないか。統合を行うのであれば、通園距離を出して綿密に考えてほしい。普賢寺幼稚園は存続させたいが、地元の園児だけでは存続できないので、人数だけで統合を考

えないでほしい。計画を保護者に早めに周知し、統合によりどう変わるのが分かりやすく説明してほしいという意見がありました。

また、保育所に入ることができなければ仕事を辞めなければならない保護者がいる中で、再編が状況に合っているか疑問だというご意見もありました。

一方で、将来を見越して適正化、効率化していくという観点には大いに賛同していること、将来的に田辺こども園を他の場所に建てるとなれば、事業費が伴うので十分斟酌しなければならないこと、令和8年以降の（第2期）計画では、民間活力の導入も考えたらよいと思うというご意見もあったところです。

2、3ページは、今回の第1期計画で休園・統合の対象となる田辺幼稚園、田辺東幼稚園、南山保育所の地元区自治会の区長、会長からのご意見となります。

田辺幼稚園関係では、田辺区長、河原区長、興戸区長、新田辺東住宅自治会長、西住宅自治会長の5名の方に出席を頂きました。

主な意見といたしましては、認定こども園のメリットをもっと言っていくべきという意見。あるいは、待機児童が出ないのであれば構わないというのが基本姿勢。といったご意見のほか、聖愛幼稚園での受入れ方法等に関する質問がございました。

また、市議会と同様、保護者には早めにお知らせできるようにしてほしいという要望がありました。

田辺東幼稚園関係では、東区長、田辺団地連合自治会長のお二人に説明をさせていただきました。田辺東幼稚園が河原こども園に統合されれば、東区に住む園児の通園が遠くなるので草内幼稚園に行けるようにしてほしい。草内保育所の3歳から5歳児について、草内幼稚園をこども園化して移すとなれば、送迎に係る親の負担が大きいので、草内小学校区内の中央にこども園を新しく建てることはできないかといった意見があったところです。

南山保育所関係では、統合後の跡地利用について、民間に売るのも1つの考え方というご発言があった一方、今、南山西区には児童遊園、南山東区には公民館がないのでそれに活用できないかというような意見もございました。

地元区の反応としては、おおむねご理解を頂いたのではないかというふうに受け止めております。

また、2月25日に開催しました「子ども・子育て会議」で頂いた意見としては、保護者に認定こども園がどういうものかご存じなのか。という指摘のほか、「めざすこども像」を目指すためにこども園化するという説明があった方がいいのではないかというふうなご意見がございました。

このほか、松井ヶ丘幼稚園が大住こども園に統合される計画について、通園距離も遠くなるし、人が多い松井ヶ丘にあった方がよいのではといった意見があったところです。

また、市立幼稚園や市立保育所について、公立のよさといったものが十分にアピールできていないので、どんどん発信していくことが必要というご意見もございました。

続いて、今ご説明申し上げました意見等を踏まえまして、素案を修正した再編整備計画(案)を新旧対照表でご説明します。

7. 再編整備方針に幼保連携型認定こども園について、簡単な説明を追加させていただ

きました。

次に、8．再編整備計画の（4）田辺東小学校区の②田辺東幼稚園のところに「統合に当たっては、保護者が他小学校区の市立幼稚園も選択できるよう検討します。」を加えました。

これは、東区の子どもの通園距離が遠くなるというご意見を踏まえ、東区の一部の区域でそのような状況が起こり得ることや、現状において各年齢で5人から10人程度までしか1号認定、すなわち、幼稚園枠の子どもの定員を設定できないと見込まれるためです。

なお、今回、休園を予定している田辺幼稚園のところでも、聖愛幼稚園での受入れのほか、保護者が他小学校区の市立幼稚園も選択できるよう検討しますとしています。

また、「統合等にあたっての配慮」を、跡地利用に関する意見を踏まえ、「統合等にあたって」に修正し、3点目として、「統合整理された市立幼稚園、保育所の跡地に関しては、市の貴重な資源・財産であることから有効活用を図ります」を加えました。

9．公立施設における就学前教育・保育の充実に関しましては、先日の教育委員会でのご指摘を踏まえて修正しました。

「市立幼稚園、保育所、認定こども園は、これまで培ってきた京田辺市の就学前教育・保育の特色を継承発展させ、地域に根差した施設として子育て支援の中心的な役割を担うほか、特別な配慮が必要な子どもへの対応などに取り組んでいきます。」に改め、また、

「生活圏ごとに配置する拠点市立幼保連携型認定こども園については、幼児教育センターとしての機能も担い、保育教諭等に研修機会を提供するほか、京田辺市内全ての幼稚園、保育所等に対する総合的な支援を行って、就学前教育・保育の質の向上を図ります。」を加えました。

こちらは、市立園のうち、北部、中部、南部の生活圏ごとに配置する拠点園の役割を追加したものです。

次の（1）人材の活用・資質向上のところにつきましては、幼児教育アドバイザーの活用を追加したほか、文言の整理を行っております。

幼児教育アドバイザーは、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回し、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者として、文部科学省が近年配置を推進しているものとなっております。こちらにつきましては、現在こども・学校サポート室に配置されている幼児教育担当の指導主事をアドバイザーとして位置づけることを想定しております。

（3）保幼小連携の推進については、市立幼稚園、保育所、認定こども園における就学前教育が、その後の教育の基礎を培うものであることを踏まえ、教育委員会との連携・協力により「幼小接続カリキュラム」等を通じて就学前教育から小学校教育への円滑な接続を実践強化し、その成果の市内私立園への普及を図ります、ということで、教育委員会との連携強化を明記した上で、小学校教育、義務教育への円滑な接続を実践する取り組みを記載をいたしました。

素案からの修正内容につきましては以上となります。

続いて、策定スケジュールをご覧ください。

昨年10月の市民みらいミーティングから記載のとおり策定を進めているところですが、今後は3月26日に予定している子ども・子育て会議、また、文教福祉常任委員協議会での報告を経て、4月15日からのパブリックコメントに臨んでまいりたいと考えております。

なお、パブリックコメントの開始前には、休園等の対象となる園の新旧のPTA役員に本計画案の説明を行ってまいります。

また、パブリックコメントの期間中に3回地域説明会を開催して、市民に直接計画案を説明して意見を聴取する予定です。

現時点では、6月に計画を決定し、保護者説明を経て、令和4年度の園児募集を行いたいというふうに考えております。

第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画の案につきましては以上となります。

**教育長** 今、事務局から説明がありましたら、ご意見等はございませんか。

**藤原委員** 幼保連携型認定こども園という記載のところに、何カ所か記載の仕方があって、拠点市立幼保連携型こども園とか。設置者が誰かということを明記している場合とそうでない場合と両方あるんですけど、理解としては京田辺市立幼保連携型認定こども園という理解でよろしいですか。設置者が明確に分かるような書き方をしておいていただけるとありがたいんですけども。

**輝くこども未来室企画係長** 本計画は、京田辺市立幼稚園・保育所の再編整備計画ですから設置者は全て京田辺市を想定しております。「拠点」がついているものについていないものがございますが、「拠点」は、市の北部、中部、南部に1カ所ずつ整備するということで想定しています。

**西村委員** 「幼保連携型認定こども園」について、説明を追加で書いていただいているが、地元でいろいろ聞いておりますと、「認定こども園」について、一般の方、保護者も含めて、なかなか難しいようです。担当の方はよく知っておられるから、そのベースで話しておられると思うんですけど、もっと一般の方によく分かるような説明をしつかなかつたら、同じイメージを共有できているかどうか不安なところがあるのではないかと思います。

この間の大住幼稚園のこども園化の説明の中で、市民の方からの意見を聞いているとそんなところがありましたので、移行すると具体的にどういう体系になるのか、何年か先までのところについてのイメージを、文だけではなく、いろいろなことを加味しながら考えいただけだと、理解いただけたと思いますが、その辺はどうでしょうか。

**輝くこども未来室企画係長** 幼保連携型認定こども園について、今おっしゃられたように、分かりやすいイメージの提供の仕方については、検討してまいりたいと考えております。

**伊東委員** 西村委員のご意見の続きですが、「幼保連携型認定こども園」について、もっと全体の市民にも分かるように、それからここに住んで間もない方とか、まだ産まれたばかりの保護者の方とかにも、すぐに目に入ることで市として情報を発信をたくさんしていただきたいと思います。

**輝くこども未来室企画係長** 市民への発信につきましては、輝くこども未来室の方で、幼稚園、保育所等のガイドブックの作成を令和2年度で作成させていただいております。その

中で、市内には民間の幼保連携型認定こども園もございますので、どういうものか分かりやすく記載するようにしたいと思っておりますので、ご指摘を踏まえ、認定こども園について、分かりやすい周知等を図っていきたいというふうに考えます。

**西村委員** 策定スケジュールのところで、令和3年の4月以降、保護者会で説明とかパブリックコメントというのが出ておりますが、パブリックコメントについては、できるだけ多くの方に見ていただきて意見を頂くということが大事じゃないかなと思います。何十年來の幼稚園教育の体系が変わるわけですから、その辺りについては、十分意見は聞いて、できるようなステップを踏んでいただいたらよりうれしいと思います。

**輝くこども未来室企画係長** ご指摘のとおり、周知の方法については十分、ホームページ、広報紙等を通じてやっていきたいと思っております。

それに加え、今回、パブリックコメントと併せて地域説明会を開催するということで、パブリックコメントの中では今までやったことのない取り組みだと思っております。直接市民の方に計画案を説明して、その場で意見を聴取するというような形で、幼稚園、保育所について、なるべく幅広く多様な意見を聴取した上で策定してまいりたいと考えております。

**藤原委員** こういうスケジュールが示されるとどうしても入れ物だけの問題になってしまいますが、教育と保育が一体になるわけだから、必ず、いろいろな矛盾が出てくるので、ハード面とソフト面の両方が議論ができるような考え方をパブリックコメントのときにしていただけるといいのではないかと思います。

認定こども園というのは京田辺市が全国初ではないので、おそらく、子育て世帯の方は、いろいろな情報をお持ちだと思うんです。単純に入れ物の問題なのか、中身の運営の問題なのかというふうに仕分をして整理されていかれると理解が進むのではないかというふうに思います。

**輝くこども未来室企画係長** 今ご指摘の点について工夫してやっていきたいというふうに考えてています。

**上村真代委員** 地域説明会なんですけど、これは対象地域でされるのか、京田辺市全体でそれぞれの各地域で周知することを目的としてされるのか、お聞かせいただきたい。

**輝くこども未来室企画係長** 京田辺市全体ということで考えております。一応、市内3カ所、中部住民センター、北部住民センター、中央公民館で開催することにしております。いずれかに参加していただくということで、地域を限定する予定はありません。

**上村委員** 対象者は子育て世帯の方だけなのか、もしくは一般市民全体に向けてなのか。

**輝くこども未来室企画係長** 一般市民全体です。

**西村委員** もし可能ならですが、幼稚園は参観の機会はたくさんあって、幼稚園教育の内容については理解もできるんですけども、保育とか認定こども園のシステムや教育の内容については、見聞きする機会がないと思うんです。

認定こども園はあればですけれど、保育所の具体的な運営の様子、保育や教育の内容についても、見聞きできる場があると、私たちも理解がしやすいと思います。

**西尾輝くこども未来室担当課長** 機会のお話ですけども、私立ですけれど、こども園が設置

されておりますので、そういう場を設けることは可能です。事務局の方とご相談させていただき、調整を進めることは可能ですので、そういう機会をつくっていきたいというふうに思います。

それと、こども園になっても0、1、2歳児は保育の方になって参りますので、今までどおり保育の形を引っ張ってくるという形で考えております。

3、4、5歳児につきましては、保育時間が4時間で終わる子とそれ以上いる子、保育所の場合は最大12時間いる子が出てまいります。この共通する4時間につきましては、教育としてやつていこうというふうに考えておりまして、幼稚園の子どもたちが帰った後につきましては、ゆったりとしながら保育を進めていくという感覚で、今、現役の幼稚園、保育所の職員を集めまして、内容について考えておりますので、また一定まとまりましたら教育委員会の方でもご説明させていただいてご協議させていただきたいというふうに考えております。

**教育長** コロナ禍で相手方のこともありますので、調整しにくいとは思いますけれど、ご検討よろしくお願ひします。

よろしいですか。

(「なし」と言う者あり)

**教育長** 日程第4、協議、第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画（案）についての件を終わります。

以上で会議を非公開とすることを終わります。

(出入口解錠)

## 7 日程第5 報告第4号 令和3年度京田辺市立幼稚園・保育所等の園児数について

**教育長** 日程第5、報告第4号、令和3年度京田辺市立幼稚園・保育所等の園児数についてを議題とします。

**内野輝くこども未来室担当課長** 本件は、令和3年度京田辺市立幼稚園・保育所等の園児数について報告するものです。詳細は、担当から説明をさせていただきます。

**輝くこども未来室企画係長** 議案に付いている資料をご覧ください。

資料は、2月1日現在の市立幼稚園と、市が併せて入所申込みを受け付けている市立保育所、民間保育園、民間認定こども園の保育所枠に係る令和3年度当初の園児数の見込み数です。

市立幼稚園の園児数は500人となっており、マイナス114人、率にして20%の大変な減少となる見込みです。3歳児の入園者数の減少が続いており、幼児教育の無償化以降、園児数の減少が毎年加速している状況です。

保育所、保育園等については、市で一括して入所申込みを受け付け、行く園の調整を市の方で行ってございます。

市立保育所4園と1分園の園児数は648人であり、前年に比べて17人の減となる一方、民間保育園・こども園の園児数は797人と、前年に比べて101人の増となっております。これは、4月に開園を予定している「みんなのき三山木こども園」が新たに70

人の園児を受け入れることによるものです。

保育所、保育園全体としては、市立とその他民間園を差し引いて84人の増加を見込んでおります。

申し上げましたとおり、市立幼稚園の園児数が大幅に減少する見込みとなっております。

市内外の私立幼稚園の園児数は現時点では市としては把握しておりませんが、3歳から5歳の子どもの数自体は去年と今年を比べると微減にとどまっていますので、共働き世帯の増加による保育ニーズの増加、幼児教育の無償化の影響が市立幼稚園の園児数にストレートに影響しているところですので、再編整備計画の推進に対応していきたい、均衡を図っていきたいというふうに考えているところです。

**教育長** これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

**藤原委員** 市立幼稚園が急減の様相を呈しているんですが、先ほどの再編計画は5年間で完成されるようですが、前倒しとかは、考えておられるんですか。

**輝くこども未来室企画係長** 今行っておられる子どもへの保育、教育の保障という面がございますので、5年間で計画に従って再編整備を進めていきたいと考えているところです。

**伊東委員** 市立幼稚園の減少に対応して、クラス数の変動や職員数の変動などがあるかどうかを聞かせていただきたい。あと現場の先生方から、園児数が減少していることによって、園での生活や行事、全体の教育環境について、何か支障や不安など報告を受けておられるのであれば、お聞かせいただけたらと思います。

**輝くこども未来室企画係長** クラス数は、令和3年度当初で30クラスを見込んでおります。令和2年度当初、クラス数は36でしたので減少となっております。

**西尾輝くこども未来室担当課長** 教員の雇用のお話がありましたが、こども園になっていくと、幼稚園教諭の免許と保育士の登録が必要になります。我々としては、こども園に移行する中で、継続して雇用させていただきたいと考えております。

再編整備計画においても、逆に充実をさせていこうというふうに考えております。今は、会計年度任用職員として、非正規で働いていただいていますが、正職率を上げていきたいというふうには考えております。

現場の先生方の声ですが、なかなか集団という定義を今回させていただきましたけども、それを割っているようなこともございます。その辺りについては、現場と共有しながら、課題意識を持ってやっていきたいというふうに考えております。ただ、現場の先生につきましては与えられた仕事を日々全うするということが最大のミッションだろうというふうに考えておりますので、クラス編成が決まった以上、その中で1年間やってもらいたいというふうに考えております。

**教育長** 他に質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**教育長** 質疑なしと認めます。

日程第5、報告第4号、令和3年度京田辺市立幼稚園・保育所等の園児数についての件を終わります。

## 8 日程第6 報告第5号 令和2年度補正予算（第10号）（案）概要について

**教育長** 日程第6、報告第5号、令和2年度補正予算（第10号）（案）概要についてを議題とします。

**教育総務室担当課長** 本件は、新型コロナウイルス感染症対策に係る費用について、国の令和2年度第3次補正予算に伴って、新型コロナウイルス感染症対応を地方創生臨時交付金の対象になることに伴い、3月議会に予算を提案するものです。

教育総務費では、学校図書館システム導入事業として、250万円を計上いたしました。

学校図書室の貸出しや返却時における密集、接触を回避し、感染リスクの低減を図るもので、草内小、松井ヶ丘小学校を対象にしております。

また、大型提示装置の更新費用として、1,330万円を計上いたしました。

G I G Aスクール構想の実現に向けて、導入予定のタブレット端末と連携することにより授業での活用を加速させ、児童・生徒と教員との接触機会の低減を図るものであります。

小学校費では、教育施設等におけるトイレ感染症対策事業として、2,772万9,000円を計上しました。

感染の危険性が高いトイレ設備を改修することによって、施設内の感染拡大防止対策の徹底を図るもので、対象校は大住小、草内小、田辺小、薪小、桃園小の5校になります。

また、小学校防犯グッズ購入事業として、287万1,000円を計上いたしました。

現在児童が新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用を徹底しているため、従来のホイッスルが使用できないため、これに代わるものであります。

中学校費では、トイレ感染症対策事業に係る費用として1,400万円を計上します。対象校は大住中と培良中の2校です。

幼稚園費にもトイレ感染症対策事業費に係る経費として850万円を計上しております。

こちらは、幼稚園全園で実施する予定です。

社会教育費では、感染症対策環境整備事業として、公民館費で945万7,000円、図書館費で374万3,000円を計上しました。

中央公民館や中央図書館のトイレ設備や水栓の改修を行うもので、施設内における感染拡大対策の徹底を図るものであります。

以上、教育費全体では8,210万円を計上しました。

**教育長** これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

**藤原委員** 感染の危険性が高いトイレ設備というのは、具体的に何を指すのでしょうか。例えば、蛇口が手でひねるやつと、こう腕でやるやつ。それとも和式を洋式にするとかそういうことなんでしょうか。

**教育総務室担当課長** 和式を洋式にするものでございます。

**伊東委員** 図書館システム導入事業では、具体的にどういった改修を行うのですか。

**学校教育課長** 学校応援プロジェクトで大住小学校に導入しました図書館システムについて、今後広げていくことになります。

まず、草内小学校、松井ヶ丘小学校に導入していくものです。

子どもたちが図書室を利用する際、昼休み等、大変混雑するというときに、密を避ける

ための対策です。

**上村委員** トイレの件なんですが、和式から洋式にという要望がコロナの前からたくさんあったと思うんですけど、スペースが足りないので数が足りなくなってしまうため、なかなかできないというふうなことがあったと思いますが、そういった問題は解消されたのでしょうか。

**学校教育課長** 今回のトイレ改修は、子どもたちのトイレというよりは、職員用トイレが対象となります。

子どもたちの部分をしようと思いますと、スペースや構造的な問題があります。それは長寿命化でやついくんですけれども、非常に子どもたちが困っている、泣いて帰ってくるというような声も聞く中で、要望が出ております。

職員室の一部改修ならできるということで、職員用のトイレを子どもたちに開放する中で混雑を避けていこうというのが今の考え方です。

**教育長** 他に、質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**教育長** 質疑なしと認めます。日程第6、報告第5号、令和2年度補正予算（第10号）(案)概要についての件を終わります。

## 9 日程第7 議案第11号、京田辺市教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正について

**教育長** 日程第7、議案第11号、京田辺市教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正についてを議題とします。本件について説明願います。

**教育総務室担当課長** 本件は、教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則について、市の規則改正に準じ、改正を図るものであります。

改正内容を新旧対照表によって、ご説明します。

第一は、経験年数加算に係る改正です。

会計年度任用職員には、経験年数に応じて基本給の加算が行われることとなっていますが、期間の算定期間について明確化をするものです。なお、年間6分の1以上休職した場合は、経験年数加算が行われません。

第二は、経験年数加算から除外する職員を規定しました。シフト制の短時間勤務の職員は経験年数加算の対象外です。教育部では、図書館業務補助と放課後児童補助員が該当します。

続いて、別表にチャレンジワーカーという職を新たに加えました。

チャレンジワーカーとは、障がいを持つ会計年度任用職員の名称です。

これは、令和3年度から任用が1年を超える会計年度任用職員も障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の算定母数に含めることになったためです。

**教育長** 質疑はありませんか。

**藤原委員** 一般的に自治体における非正規雇用職員の数は増加し、その重要性が高まっておりますが、経験年数の算定に当たるところで、1会計年度を通じて、同種の職務に在籍し

たことということになつてますが、例えば中途採用で採用された方は、会計年度を通じてなので、逆に経験年数的に下がるんじゃないですか。その辺り、整合性はあるんでしょうか。

**教育総務室担当課長** 次の年の方の1会計年度で考えるということで、下がるということはございません。

**藤原委員** 中途採用の場合は、算入されると考えてよろしいんでしょうか。

**教育総務室担当課長** 1会計年度ということで、次の年度、4月1日から3月31日に在籍しておれば、次の年に経験年数加算が行われるということになりますので、中途、途中の部分につきましては算定に入らないということになります。

**藤原委員** 会計年度任用職員制度になって、給料が減ったという話も聞きますが、これは京田辺市だけではなく、自治体全体がそうかと思いますが、非正規雇用の方は労働組合もなかなか組織できないので、労働条件等は、きちんとしておかないといけないのではないかと思うんですが。

**教育総務室担当課長** 時間が短くなることによって減る方は発生するかもしれませんけれども、制度移行によって収入が減るということはございません。

**西村委員** 会計年度職員の任用というのは4月1日から3月31日という形で、3月30日ではないんですね。講師なんかで30日付で1日開けて退職金でなかつたという人が。

**教育総務室担当課長** 3月31日までで、3月30日で止めるということはいたしておりません。

**教育長** ほか、よろしいですか。

(「なし」と言う者あり)

**教育長** 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第11号、京田辺市教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**教育長** 異議なしと認め、本件は原案のとおり決しました。

## 10 日程第8 議案第12号、京田辺市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について

**教育長** 日程第8、議案第12号、京田辺市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正についてを議題とします。

**教育総務室担当課長** 本件は、教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則について、市の規則改正に準じ、改正を図るもので。

改正内容を新旧対照表によって、ご説明します。

第一点目は、フルタイム会計年度任用職員の年次有給休暇の取得単位について、正職員と同様、半日の取扱いを設けるものです。

第二点目は、夏季休暇が取得できる職員を明確にするため、週29時間以上の職員を月額制職員に改めます。これにより、時給制で週29時間以上の職員は含まないということ

が、明確になります。

主な改正内容は以上のとおりになります。

**教育長** これから質疑に入ります。 質疑はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

**教育長** 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第12号、京田辺市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

**教育長** 異議なしと認め、本件は原案のとおり決しました。

## 11 日程第9、議案第13号、京田辺市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正について

**教育長** 日程第9、議案第13号、京田辺市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正についてを議題とします。

**社会教育課長** 本件は、生涯学習推進本部を構成する組織の変更による所要の改正を行うため提案するものです。

ただいま、追加でお配りさせていただきました「第3次京田辺市生涯学習推進基本計画の策定について（案）」をご覧ください。

来年度1年間をかけて、この計画を策定したいというふうに考えております。

裏面の策定体制をご覧ください。

計画の策定体制として、京田辺市生涯学習推進本部と、その中の京田辺市生涯学習推進幹事会のメンバー構成について変更をするものです。

改正内容を新旧対照表によって、ご説明します。

別表第1の生涯学習推進本部の構成員について、本部員のメンバーを経営会議の構成に変更します。

別表第2の幹事会の構成員について、副幹事長を教育指導監、教育部副本部長、企画調整室長、社会教育課長としているところを、関係する部局の副部長級にも入っていただくこととするため、企画調整室長、市民政策推進室長、教育総務室長に改めます。

また、幹事については、これまで生涯学習に関係する部の室長、関係する課長を列記していましたが、整理し、京田辺市経営会議等に関する規定第9条第2項に規定する総務調整会議構成員のうち、副幹事長を除く者というふうに整理をさせていただきました。

この基本計画を策定する会議のスケジュールは、非常にタイトとなることが考えられることから、推進本部会議につきましては経営会議の後に開催できるように、生涯学習推進幹事会につきましては総務調整会議の後に開催できるようするため、今回の改正を図るものです。

**教育長** これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

**藤原委員** 人数的にはどれぐらい減るんですか。

**社会教育課長** 推進本部会議につきましては、経営会議のメンバーということで、数は増えます。

幹事会の方は、担当の課長が入っていたものがなくなり、ほとんどが副部長級ということがありますので、若干、数が減るかというところです。

**教育長** ほか、質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

**教育長** 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第13号、京田辺市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**教育長** 異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

本日予定しておりました議事日程は以上でございます。

そのほか報告事項等ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

**教育長** 以上をもちまして、令和3年第3回京田辺市教育委員会定例会を閉会いたします。